

## 過誤納金還付通知書

令和 4年11月16日

111-1111  
中央県A市B町1丁目1番地1号 中央マンション  
101号室

国保 太郎 様

A市長

中央 太郎



(問い合わせ先)

111-1111  
中央県A市2丁目1番1号国保課  
電話 03-1234-5678  
内線 123

- あなたの納付額が、この通知書のとおり納め過ぎになりました。お返ししますので、お知らせします。なお、還付加算金は、請求後に計算します。
- 別紙の小口払資金支出命令書の太枠内に、請求日、義務者本人の住所、氏名、フリガナ、電話番号、金融機関名、支店名、預金種目並びに口座番号を記入してください。公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」にチェックを記入してください。また、個人番号についても記入してください。同封の封筒で返送された後、追って払込通知書を送付します。なお、義務者が死亡の場合は、代表相続人が請求してください。その際に、氏名の前に代表相続人を併記してください。
- 口座をお持ちでない方又は収納課で現金受領を希望される方は、御連絡ください。現金受領の際は、小口払支出命令書をお持ちください。
- この通知書は、納付の証拠となりますので、大切に保存してください。
- この通知について不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に首長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え(処分の取消しの訴え)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に当庁を被告として(首長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
  - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

|               |         |    |         |             |     |       |            |         |           |
|---------------|---------|----|---------|-------------|-----|-------|------------|---------|-----------|
| 還付金額<br>(③-④) | 46,500円 | 科目 | 国民健康保険料 | 賦課年度        | R04 | 通知書番号 | 0000000305 | 納めすぎた理由 | 更正1号      |
|               |         |    |         | 対象年度        | R04 |       |            | 理由日付    | R04.11.09 |
| 金融機関名         |         |    |         |             |     |       |            |         |           |
| 預金種別          | 口座番号    |    |         |             |     |       |            |         |           |
| 口座名義人         | 支払予定日   |    |         | 令和 4年11月25日 |     |       |            |         |           |

整理番号: 0000100005  
(単位: 円)

| ① 納付した金額 |           |           |        |     |     | ② 正しい金額 |     |     | ③ 過誤納額 (①-②) |     |     |
|----------|-----------|-----------|--------|-----|-----|---------|-----|-----|--------------|-----|-----|
| 期月       | 収納日       | 領収日       | 調定額    | 督促料 | 延滞金 | 調定額     | 督促料 | 延滞金 | 調定額          | 督促料 | 延滞金 |
| 11月      | R04.07.31 | R04.07.31 | 13,200 | 0   | 0   | 1,800   | 0   | 0   | 11,400       | 0   | 0   |
| 12月      | R04.07.31 | R04.07.31 | 13,200 | 0   | 0   | 1,500   | 0   | 0   | 11,700       | 0   | 0   |
| 1月       | R04.07.31 | R04.07.31 | 13,200 | 0   | 0   | 1,500   | 0   | 0   | 11,700       | 0   | 0   |
| 2月       | R04.07.31 | R04.07.31 | 13,200 | 0   | 0   | 1,500   | 0   | 0   | 11,700       | 0   | 0   |
|          |           | 合計        | 52,800 | 0   | 0   | 6,300   | 0   | 0   | 46,500       | 0   | 0   |

(単位: 円)

| ④ 充当額 (過誤納額を未納額に充当した金額) |    |    |       |    |       |     |     |     |     |
|-------------------------|----|----|-------|----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 賦課                      | 対象 | 科目 | 通知書番号 | 期月 | 保険証番号 | 調定額 | 督促料 | 延滞金 | 充当日 |